



記者発表資料

千葉開府 Road to <b>900</b>  since 1126	平成30年8月16日
	経済農政局農政部 農政課
	電話 245-5756
	内線 6311

千葉市地産地消推進店（愛称：千葉市つくたべ推進店）の登録店を募集します！  
 ～登録店の対象業種を拡大し、市内産農畜産物を“食べられる”“買える”お店をPR～

千葉市は、地産地消に賛同し市内産農畜産物などの活用に積極的なお店を登録し、広く情報発信を行う「千葉市地産地消推進店（愛称：千葉市つくたべ推進店）制度」を創設し、地場農産物の消費拡大に取り組んでいます。

このたび、登録店の対象業種を拡大し、新たな登録店を募集しますので、お知らせします。

## 1 千葉市地産地消推進店の登録店の募集について

### (1) 募集方法

登録は農政課にて随時受付。「登録申請書」と「(生産者や卸売事業者等からの)登録推薦書」を提出。登録店には「千葉市地産地消推進店登録証」を交付。

※詳細は農政課ホームページ参照

【URL】<http://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/nosei/tsukutabesuisintenseido.html>

### (2) 千葉市地産地消推進店制度について

#### ア 目的

産地が近い本市ならではの農畜産物の魅力を理解し、地産地消を身近に消費者に伝える役割を果たすお店をPRすることにより、地産地消の推進及び地場農産物の消費拡大を目指す。

#### イ 概要

平成29年7月より制度開始し、飲食店・直売所・食品卸売事業者の3つの登録区分を設け、登録店舗を「千葉市つくたべ推進店」としてSNSキャンペーンやイベント等でPRを行っている。

#### ウ 登録店舗数（平成30年7月末時点）

25店（飲食店 18店、直売所 6店、食品卸売事業者 1事業者）

※登録店の詳細は別紙

## 2 登録店の対象業種の拡大について

登録業種を従来の「飲食店・直売所・食品卸売事業者」に加え、買える店として「小売店・食品製造販売（製菓店や惣菜店等）」を新たに追加。

### 【追加業種】

#### (1) 小売店

市内産農畜産物もしくはそれらを主要な原材料とした加工品を取り扱っている。

#### (2) 食品製造販売

菓子・惣菜等を製造販売する者で、原材料に市内産農畜産物もしくはそれらを主要な原材料とした加工品を使用している。

## 3 目標登録店舗数

40店



地産地消推進店登録マーク